

産業廃棄物収集運搬業務及び処分業務委託契約書（例）

第1条 (法の遵守)

発注者及び受託者は、本業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (受託者の事業範囲)

受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市: _____ 許可都道府県・政令市: _____
許可の有効期限: _____ 許可の有効期限: _____
事業範囲: _____ 事業範囲: _____
許可の条件: _____ 許可の条件: _____
許可番号: _____ 許可番号: _____

[特管]

許可都道府県・政令市: _____ 許可都道府県・政令市: _____
許可の有効期限: _____ 許可の有効期限: _____
事業範囲: _____ 事業範囲: _____
許可の条件: _____ 許可の条件: _____
許可番号: _____ 許可番号: _____

◎処分に関する事業範囲

〔産業〕

許可都道府県・政令市: _____ 許可都道府県・政令市: _____
許可の有効期限: _____ 許可の有効期限: _____
事業範囲: _____ 事業範囲: _____
許可の条件: _____ 許可の条件: _____
許可番号: _____ 許可番号: _____

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

発注者が、受託者に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び契約単価は、次のとおりとする。

廃棄物等の種類	品 名	契約単価	予定数量	処理方法

3. (契約保証金)

この契約に係る契約保証金は、_____円とする。

4. (輸入廃棄物の有・無)

発注者が、受託者に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②のいずれかを選択すること)

①輸入廃棄物： 無

②輸入廃棄物： 有 _____

5. (処分の場所、方法及び処理能力)

受託者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____

所 在 地： _____

処 分 の 方 法： _____

施設の処理能力： _____

6. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

発注者から、受託者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

7. (収集・運搬過程における積替保管) (注:契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

- ① 受託者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ② 受託者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③ 受託者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合受託者はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類：_____

積替保管施設の所在地：_____

積替保管施設の保管上限：_____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受託者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

2. 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受託者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受託者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受託者に

引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）の「容器貼付用ラベル」参照）。

4. 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受託者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受託者に提示する。但し、サンプルの提供をもって分析証明書に代えることも可能とする。

産業廃棄物の種類 : _____

提示する時期又は回数 : _____

第4条（発注者受託者の責任範囲）

1. 受託者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 受託者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し発注者に負担させない。
3. 受託者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者において賠償し、受託者に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において受託者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者が受託者にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

受託者は、発注者から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

受託者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

受託者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができ

る。

第8条（業務の一時停止）

1. 受託者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 発注者は受託者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 発注者の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、発注者受託者双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 発注者の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、発注者が負担する。
4. 発注者は、受託者から業務終了報告書を受け取った後、受託者に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第10条（内容の変更）

発注者又は受託者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受託者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

発注者及び受託者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 発注者及び受託者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 発注者及び受託者は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

3. 発注者又は受託者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受託者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受託者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受託者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受託者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもつて、受託者のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受託者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受託者が解除した場合

受託者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもつて当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受託者の費用負担をもつて発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度発注者及び受託者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者及び受託者は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 盛岡市内丸10番1号
岩手県
岩手県知事 達 増 拓 也

受託者